

北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に対する抗議に関する件

北朝鮮は、9月3日に水爆実験を行い成功したと発表した。

8月29日には、弾道ミサイル1発を発射し、発射された弾道ミサイルは、北海道の上空を通過し、襟裳岬東の太平洋に落下している。

北朝鮮は、今回を含め、これまで6回の核実験を行っているほか、国際社会の度重なる強い抗議と警告を無視し、弾道ミサイルの発射を繰り返している。

特に、この度の核実験及び我が国上空を通過するミサイル発射という行為は、我が国の安全に対する、より重大かつ差し迫った新たな段階の脅威であり、断じて容認できない。

北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射は、国連安保理決議や日朝平壤宣言、六者会合共同声明に明らかに違反する行為である。こうした行為は、国際的な軍縮・核不拡散体制に対する重大な挑発であり、その強硬な姿勢は、我が国を含む地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。

よって、仙台市議会は、これらの暴挙に対し断固として抗議する。また、日本政府においては、関係各国と緊密に連携し北朝鮮に挑発行為の中止を強く求めるとともに、国際社会に対し、安保理決議に基づく制裁措置の完全な履行を強く働きかけるなど、外交的解決に向け毅然とした対応をとるよう強く求める。

以上、決議する。

平成29年9月11日

仙 台 市 議 会